

平成29年度 第2回松島部会 会議録

- | | |
|-------|------------------------------|
| ・日 時 | 平成29年6月16日（金）午後1時30分から午後3時まで |
| ・場 所 | 宮城県行政庁舎11階 第二会議室 |
| ・出席委員 | 入間田部会長、小林委員、平吹委員、温井委員、松本委員 |
| ・出席職員 | 山田文化財保護課長ほか（別紙名簿のとおり） |

1 開会（司会：文化財保護課 佐藤副参事兼課長補佐）

※司会より、出席者数が報告されるとともに、文化財保護審議会条例の規定により本会議が有効に成立している旨、報告。

2 挨拶（山田課長）

平成29年度第2回宮城県文化財保護審議会松島部会の開催にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の先生方には、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

今回は、今年度2回目の部会となりますが、4月以降、幸いなことに御審議をいただくような案件が上がってきていない状況でございますので、本日は報告事項のみの議題とさせていただきます。しかしながら、その他といたしまして、以前からお伝えしております松島水族館跡地利用に関しまして、事務局側で多少調べたことがございますので、その点についてご説明させていただきます。先日、6月6日に観光課が所管しております松島水族館跡地を活用した松島観光振興プロジェクト、この企画提案の募集が締め切られました。今月中にはプロポーザル委員会を経て事業者が決定すると伺っておりますので、決定次第、委員の皆様方に御連絡差し上げつつ、御審議いただきたいと考えているところでございます。

簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。本日もどうぞよろしく願いいたします。

3 議事

※以降、文化財保護審議会条例の規定により、部会長が議長となり議事が進行された。

※傍聴者なし

(1) 報告

特別名勝松島の現状変更について

(入間田部会長)

それでは議事に入ります。報告事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：松野)

それでは、前回部会後の4月28日から今回部会前の6月15日までに取り扱った特別名勝松島の現状変更について報告いたします。資料は1ページから4ページをご覧ください。

1ページ上段に記載のとおり、取り扱い総数が44件、内訳として、文化庁への副申が4件、部会長決定23件、事務局決裁17件となっております。昨年度の同時期では、総数63件、内訳として、副申18件、部会長決定12件、事務局決裁33件でしたので、昨年度比較すると、多少の日数のずれはありますが、件数が落ち着いてきたように思われます。

各案件については資料に記載のとおりですが、いくつか簡単に説明させていただきます。資料を添付したのものには報告番号にマルを付けておりますので、あわせてご覧ください。

始めに、資料は添付しておりませんが、報告番号1番をご覧ください。申請内容は、松島町による避難道路整備で、県・国にまたがる案件でございます。備考欄に記載のとおり、国許可分については、4月21日付けで許可を受けております。この案件は、平成26年3月に許可を受けた後、許可期間を超過したあとも期間変更の手続きをせず工事が継続されており、今回、改めて新規の申請を行い、許可を受けたものです。町及び県の事務手続きの引継や許可案件の管理体制が十分に機能していなかったことが原因と考えられるため、今後は台帳作成の際の記載ミスや漏れがないよう留意し、データ管理だけでなく申請書類の確認を行うことで改善したいと考えます。

続きまして、2ページの報告番号16番と23番についてご説明いたします。資料は5ページをご覧ください。こちらも県・国にまたがる案件で、16番が2A地区のため文化庁へ副申したもの、23番が2B地区で部会長決定により県で許可したものとなっております。申請内容は七ヶ浜町による緑地整備で、町の震災復興計画に基づき、菖蒲田浜長砂地区で都市公園の整備をおこなうものです。植栽を中心とした景観に配慮した仕様となっており、公園内に設置するトイレや階段などには周囲の景観に配慮した色彩を使用しています。

続きまして、同じく2ページの報告番号18番についてご説明いたします。資料は9ページから12ページをご覧ください。こちらは塩竈市の内裡島と、東松島市の波津々浦の海面保護地区において、県が干潟復旧を行うものです。震災により地盤沈下した干潟の原状復旧を図るもので、松島湾内の水質向上や二枚貝の生息環境を整備する計画です。干潟は自然勾配に合わせて造成を行い、大潮以外はほぼ水没している状態となるため、景観に与える影響は軽微であると思われまます。

続きまして、3ページの報告番号31番についてご説明いたします。資料は13ページから16ページをご覧ください。申請内容は、利府町赤沼字丹波沢において、土砂採取跡地の整理を行うものです。申請地は1B地区で、これまで、平成13年に文化庁の許可を受け、その後、平成18年、平成23年と5年ごとに期間延長の承認を受けて事業を実施

してきました。今回、許可期間が満了となり、文化庁から、1 B地区は県が権限委譲を受けた地区であるため、新たに県で許可するよう指導があったことから、新規申請となりました。なお、国の許可の期間満了は平成28年8月ですが、事業者との調整に時間を要したため、今年度の申請となりました。従前の申請内容と変更は無く、引き続き盛土により埋め戻しをおこない、植栽する計画となっております。また、工事の進捗状況については、毎年報告いただくこととなっております。また、以前、部会でもご説明しましたが、この丹波沢地区について、火葬場である「塩釜斎場」の移転が計画されておりましたが、先日、新聞にも掲載されましたとおり、移転先を他の場所に変更することとなり、こちらでの計画はなくなったようです。

報告事項につきましては、以上でございます

(入間田部会長)

ありがとうございます。国へ副申したのは、15番から18番の4つですか。そのうち特に18番について説明がありましたが、これは問題があったということではなく？

これは県で事務局決裁や部会長決定を経ずに国へ上げるということですか。

(事務局：松野)

はい。そうです。

(入間田部会長)

もう一度確認ですが、報告番号に丸が付いているものについて、選ぶ基準は何ですか。

(事務局：松野)

国へ副申したものを中心に、規模が大きいものであったり、以前部会で説明させていただいたものと関連のあるものをピックアップして御説明しました。

(入間田部会長)

特に話題になりそうなものということですね。

(事務局：松野主事)

そうです。

(平吹委員)

今日の報告をお聞きして、自然環境という点からすると、面的な広がりを持った事業が目立った印象を受けました。1点目は干潟造成、2点目は都市公園、最後は土砂採取場という、3点についてお伺いします。

まず、干潟造成ですが、以前にもこのような事業があったのかということ、もしあった

としたら指導にかかわるマニュアルのようなものがあるのかということ、を教えてください。

(事務局：松野)

以前、平成25年度にも、塩竈市、松島町、七ヶ浜町で同様の干潟復旧の案件がございまして、同じく県の事業で、震災の影響で地盤沈下した干潟を復旧するもので、今回とほぼ同じような計画となっております。

(平吹委員)

あえて干潟を復旧する目的は何でしょうか。11ページの図面を見ますと、必ずしも自然的な干潟ではなくて、何か目的を持って、先端部にコンクリートの土台を造ってから、平坦な干潟を造成していますけども。

(事務局：松野)

申請理由としては、松島湾内の水質向上や、アサリなどの二枚貝の生息環境を整備することを目的としております。

(平吹委員)

漁業資源などの部局で担当されているということですね。

(事務局：松野)

はい。そうです。

(平吹委員)

震災復興にあたっては、県で環境アドバイザー制度を設けて、自然環境の保護・保全からもアドバイスできる体制になっていますが、それとの兼ね合いというのは、こちらでは御存じないですかね。

(事務局：松野)

そうですね。

(平吹委員)

わかりました。次に、一番最初の都市公園ですが、もしかするとこれから、こういった人が住めなくなった土地をどう利用するかという課題に対して、都市公園が増えてくると思いますが、こちらについてもガイドラインのような、具体的な指針等をお示しするしくみなどありましたら教えてください。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

基本的には、保存管理計画に基づいて、町でも被災エリアについては、このような公園にするとか、店舗を建てるとか、個人の住宅地など、そういう土地利用の仕方で計画されているわけですが、先ほど御説明したところは、七ヶ浜町菖蒲田浜の一連の大きな防潮堤が造られたところの内側の一角ということになりますが、基本的にはクロマツを中心とする植栽を行うとの考え方に基づいて計画されたものです。

(平吹委員)

それは1つ1つの案件について、植栽する樹種などをチェックしなくとも自動的に町の方で事前の検討があって、大丈夫だというプロセスを経て許可されているとの理解でよろしいですか。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

はい。この案件は部会長に諮問させていただき、最終決定をいただいたもので、その前に我々に計画を示していただいて、これなら、ということで部会長に御相談して承認いただき許可したものです。

(平吹委員)

ありがとうございます。最後の土取場ですが、かなりやっかいな問題なのだと思いますが、このようにダラダラと長い時間をかけて進めるしかないということでしょうか。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

ここは先生方にも現地を御覧いただいていると思いますが、遅滞としてはあるのですが、埋まってきているということで、どの程度の時間を要するかというのはなかなか難しいのですが、今のところ5年スパンで申請・許可をもらってしまして、毎年、進捗状況を報告してもらい、それを見て、必要であればこちらで指導していくという形を取っております。

(平吹委員)

今回は、先方が出し忘れたために遅れたということですか。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

ということではなく、平成28年8月に期限が切れるということで、昨年、文化庁から、このエリアは県に委譲した部分であるため県で対応するように話がありました。しかし、事業者から、なぜ国に提出したのに県にも提出する必要があるのかとありまして、手続きに時間を要し、今ようやく申請が上がってきたということです。

(温井委員)

平吹先生の御質問と重なるかもしれませんが、干潟の説明の中で、潮が満ちてくれば海に没するため景観上あまり問題ないという説明を聞きながら、生態系ということは、名勝の範囲とは違うと思いながら、たぶんそうなんでしょうね。文化財保護法の名勝でも生態系の定義や指定の基準はないですが、ただ、将来は生態系というものは名勝の範囲に含まれるのか、あるいは自然公園の方でやるべきで、名勝はあくまで景観とかそちらの方なのかと感じながら聞いておりました。

それから、2つ目は、やはり緑地整備ですが、私はちょっと違うところで、これはトイレですね、申請者あるいは設計者は、県の公園整備になるのですか。

(事務局：松野)

申請者は町です。

(温井委員)

七ヶ浜町ですね。これは全体の設計は設計事務所が行っていますが、たぶん図面だけ置いて管理はやらないで、あとは町がやるんですかね。トイレなんかの場合は、結局どこが申請して設計もしているのかということをお聞きできればと思います。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

町の土地・事業なので町が基本管理すると思われれます。設計業者については確認が必要です。

(温井委員)

最初の設計に入っていれば、それに基づいて町が申請してくるし、トイレまで決めていなければ、業者の基本設計に基づいて上がってくるということですね。わかりました。

干潟の方は、漠然とした雑感のようなものですが、先生方、何かありましたら。

(入間田部会長)

干潟の件ですが、18番。本来これは東松島市と塩竈市だから我々の管轄ではないということですね。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

海面保護地区の国許可案件となっております。

(入間田部会長)

今までこのような案件はここではリストアップされていなかったのではないですか。

(事務局：佐久間序技術副参事兼技術補佐)

海面保護地区なので国に行くものですが、先程、話があったように、平成25年度に他の地区でもこのような事業があり、平成25年度の部会では、一覧表には載せていたが、こういう案件がありましたという報告はしていなかったと思います。

(入間田部会長)

東松島市と塩竈市でもこのような委員会があって、そこで議論をしているわけで、そもそも我々が関わらない案件だね。今までも東松島市や塩竈市の案件は、こういうリストに載せていないんじゃない。載せてもらっても構わないですが。

(山田課長)

この点については確認いたしますが、これまでも現状変更についての御報告では、県が許可したもの、そして国に副申したものについては、おそらく載せていたと思います。ただ、今回のように、いくつかの案件をピックアップしてご説明することをしていただどうかはあやしいです。

(議長：入間田部会長)

我々が出くわしたことがないような案件だったのでびっくりしたんですね。

(小林委員)

入間田先生の御質問は、県と市との関係を問われているのではないのでしょうか。権限委譲した東松島市及び塩竈市では、そのまま国に行くのか、県を経由して国に行くのかということだと思います。

(事務局：松野)

はい、県を経由して国へ行くものです。

(入間田部会長)

県を経由することはわかるんですけども、各市にはこの部会に相当する委員会があるわけで、そこで議論しているんでしょう。勉強になって良いですが、ここで改めて議論をすることではないかと。今までそういうことはしていなかったのではないですか。

(小林委員)

今日は議論ではなく報告ですよ。

(入間田部会長)

そうですが、そもそも我々の所轄するところではないので。これまで聞いたことないで

すね。

(山田課長)

よろしいでしょうか。これまでも、例えば瑞巖寺での事件など国の案件でございますが、国からも地元でどう考えるのかと意見を聴くこともございますし、また、そういう場合でなくとも、県の部会において、国で許可する案件でもこういう事態があったということをお伝えして、どういう対応があったということをお分かりいただくことは、今後のためにもよろしいかと考えております。

(入間田部会長)

そういうつもりで報告いただくのは問題ないのですけどね。塩竈市とか東松島市の案件で話を聞くのは初めてのような気がするな。ただ、それがどうだということではないですけれども。

それから、23番、私の記憶ではトイレの道路側から見た時の植栽がどうなっているかとかだったと思いますけれど、6ページを見ると、「今回届出」という赤でくくっている部分は、今回の申請には含まれないエリア？資料が増えているの？

(事務局：松野)

「今回届出」のエリアは大きく2つに分かれていると思いますが、右側のエリアの真ん中にちょっと小さいのですが、トイレとありまして、7ページの方で説明しております。

(入間田部会長)

今回の中に入るのね。そうすると今回はこれとこれ、ということね。

(事務局：松野)

はい。すみません、資料が少し見づらいですが。

(入間田部会長)

そうすると、議論したのはトイレの話でしたか。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

はい。先月、入間田先生から御指摘を受けたのが、トイレの入口の位置ですとか、道路沿いには植栽などしないのか、ということです。トイレの出入口については両脇から入って、あとイメージ図がありますが、真ん中付近のドアは障害者の方が利用されるものです。これが、道路側を向いているということです。それと、この図ではわかりづらいですが、道路沿いに等間隔で小さな丸がありまして、ここに小さな木を並べるというものです。

(入間田部会長)

そこが問題だったということですね。わかりました。他にありますか。

(山田課長)

先程、温井先生からお話がありました、生態系をどう位置付けるかということですが、この保存管理計画の段階では、特別名勝の価値を構成する要素として植物群落までを考えておりました。従いまして、干潟というところまでは考えが及んでいない段階でございまして、それを含めるか含めないかということは、まさに今後の保存管理計画の改訂にあたってそういうものを価値として考えていくかということに関わってきますので、確かに指定の条件に入っていないのですが、文化庁の立場としましては、その時に入っていないくても、新たに保存管理計画で価値付けをすれば、それは指定時と同じような価値という考えでおられますので、それを含めて考えていくことはできるかと思えます。ただ、指定地内全体の生態系となりますと、なかなか難しいところはあるのかもしれない。

(温井委員)

平吹先生が御専門なので、管理計画11ページに植物群落がありますが、これを相観とどうか見た感じでの群落なのか、それとも生態系の中の植物社会の構成を言うのか、曖昧な感じで考えていいですか。これを書き直す時にはもうちょっと違う書き方があると考えてもいいでしょうかね。

(平吹委員)

管理計画策定のお手伝いをさせていただいて、私自身も非常に悩ましいところだったのですが、16・17ページを見ていただくと、温井先生がおっしゃったように、まさに表の左側の欄が相観でして、その次の植物群落という欄が学術的なユニットです。したがって、今回はそんなに堅苦しいものではなくて、見た目で区分したレベルです。

なお、先程からの「生態系をぜひ議論の土俵にのせていただきたい、松島全体の生態系をどのようにとらえるか」という話題にかかわって、「生態系を適切に管理することは生物を守ることに繋がりますが、それは文化の基盤を守ることに他ならない」という思想がここに書いてあるのだと思えます。ただ、こうした認識を共有することは一般的に難しく、専門性が多様な先生方のお力をお借りして初めて、新しい価値を松島に付与しうるのかなと考えております。

(入間田部会長)

よろしいでしょうか。

(2) その他

松島水族館跡地について

(入間田部会長)

では、事務局からお願いします。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

冒頭の課長のあいさつの中でもありましたけれども、これからプロポーザルの選定委員会を経まして、今月中には事業者が決定すると聞いております。ですので、この松島部会での審議はそれ以降ということになります。今日は、その前段として、松島町の景観計画と、水族館跡地の時代的な移り変わりなどについて、資料に基づきお話させていただきたいと思います。資料は17ページからになります。最初の17・18ページは、前回部会でもお示した資料になります。企画提案の公募概要ということですので、ここで改めて内容の説明は避けたいと思いますが、18ページの「3 スケジュール」をご覧いただきたいと思います。6月5日に提出が締め切られました。これからプロポーザル委員会が開催され、6月中には正式に一者に決まるということです。ですので、7月には業者の企画提案内容がわかると思います。

資料の19ページから4ページにわたって、松島町が平成26年3月に策定しました松島町景観計画からの抜粋となります。19ページの図8ですけれども、緑、オレンジ、青線でくくった範囲が景観重点地区とされているエリアとなります。青線の1が雄島・五大堂・福浦島周辺地区、オレンジ色の2が松島海岸国道地区、緑色の2が瑞巖寺周辺地区と3区分されております。水族館跡地は1に含まれるということになります。続いて20ページ、21ページ、これは先程の1の雄島・五大堂・福浦島周辺地区の景観的な特性、あるいは景観における課題、これからの景観形成における目標・方針などが記されております。目標では、松島湾の眺望を楽しみながら海岸沿いを回遊できる歩行者空間の確保、海岸線を堪能できる景観の形成といったことが掲げられております。次の22ページ、これは景観重点地区の景観形成基準一覧ということですが、事前の協議の際に建築物や外構などについての取扱い、あるいは指導における対応の度合いといったものを、強、中、弱で表した表ということになります。基本的には県の保存管理計画の枠内での取扱い・対応ということになっております。

続いて23ページの写真をご覧ください。これは、今週12日火曜日に撮影した写真になります。ちょっと小さいので見にくいかもしれませんが、①が松島海岸駅の裏手の高台から撮影したものです。手前に写っているのが駅のプラットホームで、その奥に更地になった水族館跡地、その向こうに海が見えるということです。②は駅前の国道交差点から見た様子です。③は道路を海の方へ進んで行って写した写真です。今はこのように更地状態になっています。④が逆に南側の方から見た写真です。奥の方に国道45号線が見えます。⑤が西側の方から写した写真になります。下の⑥は観覧亭の敷地からのぞいた写真です。赤い矢印の位置が水族館跡地の地点になります。崖面が少し見えるかと思いますが。⑦は五大堂から水族館跡地方面を見た写真です。観瀾亭、五大堂から水族館跡地の方向をみることはあまりないかと思いますが、建物ができれば少しは目に入るような状況かと思いますが。

なお、海側からの写真はないのですが、瑞巖寺前に観光船の船着場がありますけれども、船着き場の突端まで行って見ましたが、確かに水族館跡地はそこから目に入りますので、遊覧船に乗っている方からも当然見えるだろうと思います。

次のページ、ここからは、水族館跡地付近の具体的な移りを見ていただくために、江戸時代あるいは明治期以降の絵図や写真、地図等を示しました。24ページは江戸時代18世紀あるいは19世紀始め頃の絵図になります。雄島との位置関係などから、赤い楕円形で示していますが、このあたりが水族館跡地付近だろうと推定されます。ちょっとわかりにくいですが、その跡地付近はいずれも当時は小さな入り江状になっていたということがわかります。25ページの絵図は文政6年、1823年のものとなります。水族館跡地を拡大したのが下の図になります。下の左の現在の地図と比較して見ていただくとわかるかと思いますが、①が水族館跡地付近、②が松島海岸駅前付近、④が五大堂、⑤が観瀾亭、というふうになります。①の水族館跡地付近、黄色く色塗りされておりますけれども、田となっていますので、当時は入り江付近の低地部分として利用していたということもあるようです。続いて26ページ、ここには明治中頃の資料を載せてみました。これもちょっと見にくいですが、上の図が明治26年のものになります。赤丸部分が水族館跡地と推定される地点となります。このコピー図ではほとんどわかりませんが、やはり小さな入り江として表現されておまして、周辺は道路に沿って建物が建っているという様子が伺えます。下の写真、これは明治22年頃の、現在のグリーン広場の様子です。左側に空撮の写真を載せておりますが、このグリーン広場はこのエリアになります。この写真を見ますと、小さな漁村のような風景が広がっていて、奥の方には作業小屋でしょうか、そういった建物が並んでいると、そして手前には小舟が係留されているといった状況が見れます。ここは瑞巖寺を含めて伊達藩が保護していましたが、明治以降、庇護を受けられなくなり、荒廃していったということのようです。最後の27ページ、これは左から、明治末期、大正初期、現在の地図を示したものとなります。それぞれ赤丸が水族館跡地の地点となります。ご存じのように、明治の末から大正初めにかけて県が主体となりまして、松島公園の本格的な整備にとりかかります。この時の整備事業につきましては、大正4年に松島公園経営報告書として刊行されております。この時の埋め立てなどの整備事業によって、おおよそ今の海岸部の地形がほぼ出来上がっているということでございます。この大正初期の整備事業による埋め立てをする前の地図、その直前くらいかと思うのですが、それが一番左の端の図になります。薄くてちょっと見にくいですが、当時の海岸線、あるいは道路、建物などが描かれています。水族館跡地付近は湿地状になっているように描かれております。ここには雄島に向かう道も描かれているということです。中央の図、これは大正初期の埋め立て時の図となります。埋め立てで、海岸部の形が今のように変わっています。水族館跡地付近も埋め立てられて、現在のような平場になっているということです。なお、右上の写真、これはグリーン広場にあった松島パークホテルの写真になります。この大正初期の松島公園整備にあわせて大正2年に建設されましたけれども、昭和44年に火災のため焼失してしまったということです。このホテルは当時の外国人観光客誘致の

ために建てられた、かなり豪華なりゾートホテルだったということで、大正から昭和にかけて松島のシンボルにもなっていたということです。中央には塔をイメージした4階建てがあって、両側には入母屋造りの3階、地下1階・2階かもしれませんが宿泊棟があって、当時としてはかなり目立った建物だったようです。ちなみに設計者は、広島原爆ドームと同じ、チェコ人のヤン・レツルという方だそうです。以上が水族館跡地のおおよその時代的な移り変わり、変遷ということになります。最初にお話しましたように、6月末までにはどのような施設が計画されるかがわかりますので、早めに事業を所管する部局から情報をいただいて、まず事務局、松島町、事業者間で事前に協議をして、その後、松島部会において御審議いただきたいと考えております。その前に資料が手に入った時点で個別に先生方にもお送りし、御意見を頂戴しながら事前の協議を進められたらと思っております。8月部会においては、協議事項として出させていただきますので、その時にできればあわせて現地視察も含めてやりたいと思っておりますが、いずれにしても、今後、何度か御審議いただくと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。水族館跡地については以上です。

(入間田部会長)

今、報告がありましたとおり、今後、応募要項に沿って出てきた計画を実際どうなのかと検討して、意見をまとめると同時に、現場に行つて業者・担当者と意見交換すると思つて良いですね。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

そうですね。昨年も七ヶ浜町の宿泊施設については、8月の部会だったと思うんですが、現地を御覧いただいて、その後部会で審議していただいたということでございますので、それと同じで。今回も次回の8月あたりの部会では、事業者、町教育委員会など、関係部局にも来ていただいて実際に現地の方で色々意見交換をしていただいた方がよろしいかと考えております。

(入間田部会長)

わかりました。反対側の方にはトンネルがありましたね。皆さんトンネルを通過して向こう側に抜けましたよね。本来、入り江になっていて、皆で山を登って、山裾に並行する形でトンネルがあって。これが雄島に行く古い道だという話をしましたよね。だからそのあたりが実際にどういう風な扱いになるのか、現場で。そのあたり、この間行った時には？

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

はい。12日に行つて見てきたばかりで先ほどの写真を撮つてきまして、確かにトンネルはあったんですが、そんなに古くないような、写真で見ていただくと、23ページの④番ですね。左手の崖面の所に穴が見えるかと思うんですが。

(入間田部会長)

その時は建物がまだ残っていて、建物の中からトンネルに入ったんですよね。こういう風になってからは見ていないからよくわかりませんが。結構長いトンネルで。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

現地に行った時は我々は気付かなかったのですが、ぜひ、8月に行った時には。

(入間田部会長)

皆で行った時、一緒に通っているはずですよ。確か、雄島に抜けるなど言っていたんですよね。

(平吹委員)

建物があったので、薄暗い印象がインプットされたのかもしれないですね。

(入間田部会長)

そうですね。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

ぜひ、8月に見ていただきたいと。暑い時期で大変ですが。

(入間田部会長)

そのトンネルが、もし、我々が通ったトンネルだとすると、絵図の黄色い海岸線に沿うように、もっと古い形だったはずなのね。だからそれは確認をして図に表す必要があるの。あの時は建物があったからね。建物がなくなってどうなったのか一回確かめてみる必要がある。だからもし、江戸時代の前くらいで、この黄色ができる前に古い形のものだったと思うんですけども。そのあたりの真偽を確かめて、うまく有効利用する手があるのかないのかとか、危険ということもあるから、もちろん、中に入らせないまでも、それかそこを通過。今でも雄島に行く道は崖淵の狭いところを通過。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

そうですね。隣に岩窟が見える際のところを通過して行きます。

(入間田部会長)

東側の、あの道の続きだったと思うので。その辺は現場で事業者や町に説明できるようにしたいですね。そのへんをもう少し詰めていただきたいですね。

何をつくるにしても、トンネルの入口を塞ぐような建物ができるなら別ですけども。

そうでなければ差支えはないはずなので。入口を全く見えなくしてしまうのでない限り、相談性はあるということですね。だから、観瀾亭の方からずっと当時の海岸線を歩いてきて、雄島に行くルートを、本来のルートとして表示できるようにすればいちばんいいですね。昔通った、松尾芭蕉の頃にも歩いたところを。

(温井委員)

今部会長がおっしゃったことを反映させるには、プロポーザルの条件にこれが大事なところと資料に書いてあると意識してくると思うんですけども、それはちょっと遅いわけですね。それからもうひとつは、審査員の中でそういう評価をする人がいれば、これは間に合うかわからないですけども。これ審査員の方は決まっているのですか。

(入間田部会長)

いずれにしても、業者の方に景観を重視するとか、トンネルを塞ぐような設計はやめてもらうよう言うておく必要があるのです。今言ったような事実認識を伝えて、それを踏まえてどういう計画をするかはそちらの方で。こちらからポイントを言う必要はありますね。

(温井委員)

質問ですが、今回のプロポーザルは事業プロポーザルで、かかる費用とか、デザインだけでなく経済的なものも含む、そういうプロポーザルと考えていいのでしょうか。

(山田課長)

そうです。全部含めてですね。

(温井委員)

それで、私は直接関係していませんが、酒田市の駅前が、事業プロポーザルが行われて、事業者が決まったんですけども、ちょっと妙なことがありますして、事業プロポーザルですけど当然、設計図のような絵も出てくるんですね。で、決まったんですが、そうしたら実際の設計者は、その時のプロポーザルの事務局をやっていたある事務所が設計することになったんですね。なんだそれはということになりまして、事業計画の方が優先になっていて、設計の方は後からずいぶん柔軟に変わるというか。ですから今回どうかわかりませんし、それが我々部会の立場とどう関係するかも分からないんですが。ひょっとすると、これがコンペですと、当選したものが、著作権もあってあまり変わらないんです。それがプロポーザルだと、もともと人を選ぶことになっているので後で変わるはずなんですけど、実際はだいたいあまり変わりません。ただ事業プロポーザルだと、後で柔軟に変わるかもしれないです。良いのか悪いのかどういふ風に左右するかもわかりませんが。今回事業プロポーザルということなので、採算性が重視されて、設計の方は後から柔軟に変わるのかもしれない。そんなことを今聞きながら思いました。

(入間田部会長)

とにかくタイミングを見て、効果的な時期に現場で設計担当者と意見交換できれば、最低限のことはできるように。

(平吹委員)

お二人の先生からお話をお伺いして、また前回、小林先生から色々のご説明いただいて、プロポーザルに関して素人の私ですが、だいぶ理解が深まったように思います。そして今日、改めてあの洞窟のある崖下の通路が、歴史的に見て大変価値があるものだということを理解しました。私個人としてはこれまでのように建物で覆ってしまうといった、そういう悲しいことにはして欲しくありません。歴史的・観光的資源として、ぜひこれは保全・利用していただくようにしたいなと思いました。回廊のある小山も眺望を楽しむには最適ですし、小道をうまく使ったトレイルがあるだけでも色々おもしろい活動ができるのではと考えます。せめて、あの洞窟のある小道が非常に大切なものであるという気付きを、早いところ関係者に伝えたいという思いがありますが、その辺はいかがでしょうか。

(入間田部会長)

鎌倉でおもしろい凶面があって、山の尾根が伸びてきて、お寺は基本的に尾根と尾根との間にすぽっと入るものですから、こちらからこちらへ来るのに尾根を巻くような感じで迂回して来る、そして、遠回りしないように小さい山にほんの5mくらいのトンネルつけて通って来ると。今の自動車道はそこを通すわけには行かないので迂回している。今度は道を広げると言ってその洞窟をすぽっと切って真っ直ぐ行くような道路計画があって、鎌倉市はそういうことをやるんです。それで地元の住民その他が猛烈にそこを守るべしという運動をやって、それが実際どうなったかは押さえていないんですけども、尾根の先端部のちょっとした洞窟を、地元住民が頑張ってる話があったんです。だから洞窟といっても馬鹿にならない。

(温井委員)

洞窟自体の価値が一つと、それともうひとつ演出的な意味もあると思うんですね。というのは、これが雄島の中世の松島と、近世の松島公園付近を本当はしっかり分節して、雄島が引き立つようにとかですね、そういう別世界としての演出が今回できるかもしれないので。

(入間田部会長)

活用の仕方一つかもしれないですね。だからせめて、この洞窟を通して雄島に出たんだというのを醸し出すだけでも違ってくると思います。だからそういう配慮をプロポーザルの方でしてくれるかどうかという、そういう事実を認識してくれるかというね、どうにも

ならないので。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

こちらに企画の内容をいただくことにしているんですが、その配置を見た上で建物をどこにどういうふうにつくるかとかですね、我々との協議の中で例えばその配置、レイアウトを工夫するとか、そういう余地はあると思いますので、今後の協議の中でそれは相手に対して。

(小林委員)

そうですね。今後の協議の中でだと思っんですが、対処の仕方は配置だけでなく、ロビーから崖面が見えるとか、これは昔使ったトンネルだとか、いろんなやり方があると思っんですね。ただそれはこれからの調整の話であって、まずはやはり確認して、これが本当にいつの時代のトンネルか、どこまで推測できるかといった、要はこちら側の本質的価値は何かという詳細調査、松島全体というレベルでなくて、この施設を建設するにあたって見えてくる価値を明らかにしておくことだと思います。

(入間田部会長)

その辺の、我々なりの図面を書けたら良いですね。

(小林委員)

そうですね。それ（価値）をまずはっきりさせた方が良いと思います。

(入間田部会長)

実際にトンネルの入口がどこで出口がどこだとか詳細を押さえておかないといけない。

(小林委員)

いつ頃この状態になったとか、この近辺の一連のことを理解しておくことが大事だと思います。そして、松島の今日の資料を見させていただいて、本当によく変わったんだなど、特にこの大正初期の図はよくできていて、これを見ると 公園の方から歩いてきて、湿地があり、水面があり、それから埋め立てがあって、向こうに浜と湿地が見えて、またさらに崖の淵を通過して雄島に行くというふうにはですね、別世界の、別世界の、別世界に入っているという、非常にきめ細かい風景展開があったんだと感心しています。それで今後、松島の核心エリアのイメージをさらに次の時代にどのように印象深いものにしていくのかというのが、松島町の課題であり、松島観光の核心部分の課題であると思っんですが、これからどういう具体的な風景をつくっていくかというのは別問題だと思いますね。それをこれまであまり考えていないと言ったら失礼なのですが、我々としても漠然としたもので、この近代のつくった風景の次に何をつくっていくのかというのがまだわからないわけです。

ね。今回、古典的なものが出てきても、あるいは一時期流行ったポストモダンなものが出てきても、何だってあり得ると思うんですね。あるいは、とても近代的で透明性の高い建築が出てきたり、色々な方向性が考えられる。ただ、その時、全体の風景が常に動きつつあるということがわかっているので、それに関する資料をもう一回提供していただけたらと思います。というのは、例えばこれまでの水族館があった時の写真をいただきたいとか、それからこのパークホテルの外観だけでなく色彩がわかるようなカラーの外観・内観があったらいただきたいなと思いますし、前回、大分前になりますが、公園整備計画でどのあたりを狙っておられるのかというのを改めていただきたいですし、今回瑞巖寺が杉並木を切ってしまうと今後、10年、20年後の風景がどういうふうになるのかというあたり、そろそろ見えてきましたか、事後の状況はわかりませんが、どういう植栽をされようとしているのか、実際もう既にされたのかですね、そのへんの報告というか写真をいただきたいなど。それから例の観瀾亭の脇のその辺の具体的なモニタージュとかあるいは施工写真とか。まだ施工には至っていないんですかね。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

45号線の拡幅に伴うものですね。そこはまだ工事に入っていないです。ただ、木の移植や伐採が入ったりはしています。

(小林委員)

そのあたりの資料もまとめていただいてですね、全体にどういう動きがあるのかということをもっと少し理解していた方が良いなと思います。デザインとしては、先程お話ししたように、この保存管理計画の中でも周辺の景観と調和するようにとあるのですが、かなり融通のきく規定と思うのですが、それをこちらでどう解釈するか、どう調和すると読み取ることができるか、あるいは読み取って相手に送り返すとか、今後の展開かと思います。

(温井委員)

パークホテルは関係ないと思っていたのですが、小林先生のお話を聞きながらあれと思ってですね。というのは、大正2年なので、銀山温泉とほぼ同じ時期ですね。銀山温泉は明治末期の大水で流されて大正初期に建て直しているんですね。結構似ていますよね。どちらがどちらに影響あるのかなのか。それからパークホテルは無くなってしまいましたけれど、銀山温泉は残っていますから、こういう意識したものが出てきたら、銀山温泉は結構参考になると思います。

(入間田部会長)

学生の頃、パークホテルというのは松島の象徴で、ここに天皇陛下が泊まったというイメージでね、とにかく最初に思い出すのがパークホテルで、逆に言うとそれ以外何も無いみたいところで。雄島なんか目が行かなかっただけけれども、勉強するまでは、松島と

いえばパークホテルだと。

(平吹委員)

入間田先生のお話では、確か雄島はあの世との境だと。先生方のお話をお聞きして、聞くと、この場所というのは、これまでの松島とは違うストーリーを持った、違う世界への入口という、それはすごくおもしろいし、観光資源としても極めつけの場所だと思うんですね。やはりぜひここは何とかしていただきたいと思います。

(入間田部会長)

芭蕉も訪れたという、松島というのは雄島なんですよ。それが、水族館ができてから、観光客はそこで止まってしまってほとんど雄島には来ない。正直、雄島がメインだったはずなんです。

(松本委員)

先生方のお話大変勉強になります。ここは松島海岸駅と雄島を結ぶ場所にもなる。そうしますと、先生方がおっしゃっているように大変重要な場所で、俗世間から親子が出かけて行って、その施設を通過して、そして次の段階に入って、そういうちょうど引き継ぎのような。そういう重要な場所なのだと理解できました。さらには海岸沿いのルートですね。ただ、その施設がどういう内容なのか、公園、レストランなど、そこは気になります。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

今回できる施設に関しては、17ページの公募概要の(3)応募条件①から⑥がありますが、この中にはどういう役割を持った施設にということも書いてありますので、例えば、お土産を購入できるとか、あるいは歴史的な資料の閲覧ができるスペースを設けなさいとか、基本はそれに沿った形での提案がなされてくるということです。当然敷地はそれなりに整備する案も出てくると思いますが。

(松本委員)

水族館があったところだから、例えば④で新たなお客様とありますが、この「新たな」とは今までと違うという意味ではないですよ。水族館が無くなった後にできる施設にいらっしゃる方々という意味ですよ。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

あそこは松島海岸駅を降りて目の前ですので、今よくインバウンドと言われていていますように、外国からのお客さんもターゲットにしているところもあるのかなと思います。

(松本委員)

ありがとうございます。

(小林委員)

17・18ページの募集要項で、これから事業費の上限と容積・床面積は読めるんですか、質問が来たりはしていないんですか。一応そこに補助上限が2億円とあるので、3分の2で、だいたい3億円が事業費の上限と考えますよね。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

これは概要版なので、これ以外にもっと詳しい内容が載っているかと思いますが。

(温井委員)

審査員はどういう方なのですか。関係ある人が入っているのであれば、今の話を伝えて、ぜひ代弁してもらえればいいのではないかと。

(事務局：佐久間庁技術副参事兼技術補佐)

手元に名簿はないのですが、有識者の方と町長さんなんかも入った懇話会を開いているんですが、そういった方々が委員になると聞いておりますけれども。

(入間田部会長)

では、そういう展開を見ていただいて、それから、我々も現場に来いというのであればいつでも行きますから。必要ならば参りますのでよろしくお願いします。

それでは、ほかになれば以上で議事を終了いたします。

※次回松島部会の日程について、8月24日（木）が候補として決定。

※事務局より、机上配布の日本遺産のリーフレットについて説明。

(司会：佐藤副参事兼課長補佐)

部会長はじめ委員の先生方大変ありがとうございました。以上をもちまして本日の松島部会を終了させていただきます。